

地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画（R5.3閣議決定）では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、2025年大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

- 旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



地方部へ誘客

連絡調整会議の
審査を経て
支援



地方部での
滞在日数の増加



事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



滞在コンテンツの造成

③受入環境整備

二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。



観光地の案内アプリの整備

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



SNSを活用した魅力発信

事業スキーム

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
但し、①及び⑤は広域連携DMOが実施主体となることを基本とする。
- ・事業期間：平成30年度～